

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

平成29年9月15日

長久手市長 吉田 一



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について

平成29年8月8日付けで依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

要 請 事 項		回 答
【1】 県民の要望である市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について		
★(1)介護保険料・利用料について		
①	第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。 保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	一般財源からの繰入により保険料を引き下げることは、保険料減免の3原則に抵触するおそれがあるため実施しません。 第7期の厚労省基準はまだ示されていないため今後検討していきますが、第6期は厚労省基準よりも多段階に設定しております。
②	介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	前問と同様、一般財源からの繰入による財源補てんは予定していないため、減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えます。このため、既存の制度で実施します。
(2)介護保険利用の際の手続き		
★ ①	介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	介護保険利用の相談窓口の担当課内に保健師などの専門知識を持った職員を配置しており、適宜対応しています。
②	「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。	基本的には国から示されている「総合事業ガイドライン」等に沿って事務を行っています。
★(3)基盤整備について		
★ (1)	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	第6期介護保険事業計画に基づき、平成29年度中に介護老人保健施設を1施設整備する予定です。平成30年度以降については、次期計画で検討していきます。
(2)	特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。	要介護1・2の入所希望者が「特例入所」に該当するかどうかの判断は各施設が行います。また市から施設に対して、「特例入所」に該当するか判断することなく、要介護1・2の方の入所申込を拒否しないように指導しています。

要 請 事 項		回 答
(4) 総合事業について		
★ ①	総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	本市の総合事業では、当面の間、要支援認定者の方が受けることができる訪問介護、通所介護と同様のサービスを設定しています。今後、市民等多様な主体によるサービスを創出していき、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。
②	サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。	市民等多様な主体によるサービスを創出していき、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。事業費としては地域支援事業の上限内での運用を行っていきます。
(5) 高齢者福祉施策の充実について		
①	サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。	本市の総合事業において、地域のサロン等に運動講師を無料で派遣する事業を始め、高齢者の集まる場への支援を行っています。また、認知症カフェ等、地域で認知症の方や家族を見守る取組も推進していきます。
②	住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費及び福祉用具購入費については、H26.1.4から受領委任払制度を実施しています。また、高額介護サービス費について、受領委任払の対象者は介護保険施設に入所している人に限られますが、本市は施設サービス利用者の割合が低く、サービス利用者も限定的になるため、現状では実施の必要はないと考えています。
★(6) 障害者控除の認定について		
①	介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	身体障害者、知的障害者に準ずる方を対象としておりますので、日常生活自立度が一定基準を下まわる場合に対象とする既存の制度で実施します。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	平成26年度より、障害の程度が認定できる方に対し、申請書の提出を省略し、認定書を個別送付しています。
2. 国保の改善について		
★ ①	保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。	低所得者向けの減免制度の拡充については、保険税率の見直しに併せ検討していきます。

要 請 事 項	回 答
★ ② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	18歳未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。減免については、保険税率の見直しに併せて検討していきます。
★ ③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	資格証明書の交付はしていません。分納履行中の世帯には、滞納状況に応じて短期証を交付しています。
④ 保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。	保険税を払えきれない加入者の実態については納税相談を通して把握し、個別に対応します。
⑤ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口に関わりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免基準については、生活保護基準の1.3倍以下で実施しています。制度の周知については、加入時の窓口にて「国保のしおり」などを活用して周知に努めていきます。
3. 税の徴収、滞納問題への対応など	
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	差し押禁止財産を差し押さえることはありません。納税困難な場合は、早めの納付相談をお願いします。また、住民の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づいて対応しています。
4. 生活保護について	
★ ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度を丁寧に説明した上で、相談者の立場に立って状況を聞き取る等、生活保護法に従い適切に対応しています。また、必要な調査の上、生活保護が必要な人には、早急に支給できるよう努めています。
★ ② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	基準に則り配置しており、研修にも参加しています。また、有資格者である就労支援相談員及び健康支援相談員を配置し、専門的に支援しています。
③ 生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	国基準に基づき実施しています。

要 請 事 項		回 答
④	通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。	国基準に基づき実施しています。
5. 福祉医療制度について		
★ ①	福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	本市では、子ども医療、精神障害者医療については県制度から市単独で拡充を行っており、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。
★ ②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	本市としては、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っており、当面はこれを継続する予定です。また、対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。
③	精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。	本市では県制度から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般の病気にも助成を実施しています。
6. 子育て支援などについて		
(1)	「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。	子どもの貧困対策に特化した計画の策定は予定していませんが、次期総合計画や長久手市子ども・子育て支援事業計画の改定作業の過程において、子どもの貧困対策という視点での政策形成や施策の展開について検討したいと考えています。
①	愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。	現段階で、子どもの貧困のみを目的とした独自調査は予定していませんが、当面の予定として、長久手市子ども・子育て支援事業計画の改定作業の過程において、子どもの貧困対策を含む、子育て全般に関する調査の実施について検討していきたいと考えています。
②	ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	現在、ひとり親家庭については、「母子父子寡婦福祉資金」、「ひとり親家庭自立支援給付金」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」等の制度があります。
★ ③	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。	生活保護の基準額は、参考にはしますが、認定の基準にはしていません。また、年度途中での申請については、年度中に2回チラシを配布する等、周知に心がけています。なお、支給内容については、平成28年度から新入学児童生徒学用品費と宿泊を伴う校外活動費の増額を行っています。新入学児童生徒学用品費については、入学前に支給できるように、先進市町の事例を研究し、実施に向けて検討しています。

要 請 事 項	回 答
④ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。	生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけるために必要な支援として、生活保護世帯、生活困窮世帯、就学援助費受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象とした学習支援事業を、平成28年度から開始しました。
★ (2) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。	給食に係る食材費は、保護者が負担する給食費に、1食あたり21円を上乗せして市が負担しています。未納者については、学校で就学援助制度のお知らせ等を行っています。
(3) 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。	平成24年から29年にかけて、公立保育園1園、私立保育園4園、家庭的保育事業2か所、事業所内保育1か所、小規模保育事業2か所増設し、また、老朽化に伴う保育園移転新築の際に、定員拡充を行いました。地域型保育事業を進めるにあたっては、公立保育園と連携して集団保育も体験させるなど、それぞれの保育形態の利点を活かし、充実した保育サービスを提供できるよう取り組んでいます。今後も保育サービスの受け皿確保に向けて、老朽化が進む公立保育園の改築に伴う定員拡充や、小規模保育事業を推進していきます。
(4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。	1歳児保育について、公立保育園では保育士1人に対して児童4人を配置するなど、国の配置基準を上回る人員配置を行い、保育の質の確保を図っています。市単独の人件費補助を行う予定はありません。
7. 障害者・児施策の拡充について	
★ ① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	本市でも、グループホームの創設については重点施策に位置づけており、適宜事業所へ情報提供を行い、整備に向け支援しています。
② 移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。	原則利用できないとしておりますが、主たる介護者が病気、もしくはひとり親家庭など利用を認める場合もあります。

要 請 事 項		回 答
③	障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	障害福祉サービスの利用料については、国の基準に基づき決定しています。小中学校の特別支援教室に通級している児童生徒に対して、給食費等の助成を行っています。
★ ④	40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービスが原則優先となりますが、必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。
1)	介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。	現在、そのような事例はありません。
2)	障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。	介護保険非該当となった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することはありません。
⑤	日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。	障害福祉サービスは国の基準に基づき実施しており、今後入院中の重度訪問介護の利用についても認められる予定です。病院内のヘルパー利用についても必要に応じて認めています。
⑥	障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	国の基準に基づき実施しています。
⑦	障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	国の基準に基づき実施しています。
8. 予防接種について		
①	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。
★ ②	高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	平成26年10月1日以降、定期接種対象以外の希望者(ただし、65歳以上、過去に接種していない)にも定期予防接種と同額の自己負担額で受けられるよう、助成事業を実施しています。
【2】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。		

要 請 事 項		回 答
1. 国に対する意見書・要望書		
①	国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	国民健康保険の制度改革に向けた公費負担のあり方について県を通して意見を出していきます。
②	マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	要望書を提出する考えはありません。
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	H29.6開催の第87回全国市長会議で、重点提言として挙げた項目の1つに「介護保険制度に関する重点提言」があります。この中で国費負担の引き上げや軽度者へのサービス見直しを慎重に進めること、介護従事者の処遇改善等を要望しています。
④	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。	本市では、県制度から市単独で拡充を行っており、子どもの医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施しています。国への拡充の要望については、市長会等を通して行っています。
⑤	障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。	ながふく障がい者プランに基づき、実施事業者と協力して取り組んでいきたいと考えていますので、国へ要望書を提出する予定はありません。
2. 愛知県に対する意見書・要望書		
(1) 福祉医療制度について		
①	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	本市では、県制度から市単独で拡充を行っており、子どもの医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施しています。
②	障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	本市では、県制度から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般の病気にも助成を実施しています。

要 請 事 項	回 答
③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	本市では、県制度から市単独で拡充を行っており、自立支援(精神通院)の受給者の精神通院にともなう自己負担額及び、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に係わる入院費の自己負担額を償還払いにて助成しています。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	国保運営方針連携会議などの動向を見ながら、県の公費負担のあり方について意見を出していきます。